

農学部附属農場

利用申請の手引き

令和6年5月27日

I 利用申請の種類及び内容

附属農場の利用にあたっては、次の利用内容に応じて申請を行なってください。

申請区分	利用内容		申請書等の様式	
			農学部用	農学部外用
短期利用・物品借用・ 技術支援依頼申請	短期利用	2か月以内の期間で農場施設を利用する場合	様式1	様式2
	物品借用	農場所所有のトラクタ、刈払機などの機器、車両等を利用する場合		
	技術支援依頼	技術職員による技術サポートが必要な作業、農業知識・技術を必要とする行事への派遣等を依頼する場合	様式1 及び 様式3	様式2 及び 様式3
長期利用申請	2か月を超える期間で農場施設を利用する場合		様式4	様式5

II 短期利用・物品借用・技術支援依頼申請

1. 申請手続きについて

- (1) 初めての利用形態で利用される場合や1か月以上継続して利用される場合は、副農場長にご相談ください。(副農場長メール：sagoの後に@yamaguchi-u.ac.jp)
- (2) 短期利用・物品借用・技術支援依頼申請書には、農学部の利用者用(様式1)と農学部外の利用者用(様式2)があります。
なお、物品借用を伴う場合は、「2. 物品借用について」をご確認ください。
また、技術支援依頼を伴う場合は、「3. 技術支援について」をご確認ください。
- (3) 農学部外の利用者は、所属部局長の承認が必要です。
- (4) 申請書の提出期限は、利用予定日の7日前とします。利用日直前に提出されても結構ですが、利用内容によっては十分対応できない場合がありますので、予めご了承ください。
また、急ぎの場合は、利用内容等を農場事務室にメール(ag297の後に@yamaguchi-u.ac.jp)でお知らせください。
- (5) 申請書の提出先は、農場事務室です。

2. 物品借用について

- (1) 物品の貸出は平日のみです。17時までには必ず返却してください。
- (2) 借用した物品は、申請された教職員が責任をもって使用してください。
特に、農業機械を学生に使用させる場合は、安全の確保にご留意ください。
- (3) 「附属農場 短期利用・物品借用・技術支援依頼申請書(様式1又は様式2)」により、利用機器及び稼働予定時間等をご記入のうえ申請してください。なお、稼働予定時間については、利用後に変更がある場合は、農場事務室にて、申請書に変更後の稼働時間数をご記入願います。

(4) 作業機器利用による受益者負担の手続きについて

トラクタや刈払機等の作業機器については、受益者負担をお願いしており、所定の利用料を徴収します。対象となる機器等及び利用料金、受益者負担の徴収手続きについては、別紙（3ページ）のとおりです。

(5) 車両（ヴォクシー、2tトラック）については、農場の業務に支障のない範囲で貸出す場合があります。燃料（ヴォクシーはレギュラーガソリン、トラックは軽油）については、利用者負担としておりますので、使用分の燃料を別紙（3ページ）のとおり補充の上、返却してください。

3. 技術支援について

技術職員による技術サポートが必要な場合は、作業の1週間前までに、技術サポート依頼 打ち合わせ用紙（様式3）を農場事務室または副農場長にご提出ください。

Ⅲ 長期利用申請

1. 初めて農場を利用される場合には、申請書を提出される前に副農場長にご相談ください。
（副農場長メール：sagoの後に@yamaguchi-u.ac.jp）
2. 附属農場の長期利用申請書には農学部の利用者用（様式4）と農学部外の利用者用（様式5）があります。
3. 農学部外の利用者は、所属部局長の承認が必要です。
4. 農場施設を年度当初から計画的に利用するために、前年度の2月頃から申請を受け付けます。申請受け付けのお知らせは、メール等で案内いたします。年度途中で申請されても結構ですが、研究内容によっては利用いただけないこともありますので、予めご了承ください。
5. 申請書の提出先は、農場事務室です。

<p>【申し込み・問い合わせ先】 農学部附属農場事務室（農場事務室） 083-933-5923（内線 5923） ag297@yamaguchi-u.ac.jp</p>
--

2. 物品借用について

(4) 作業機器利用による受益者負担の手続きについて

対象となる機器等及び利用料金は次のとおりです。

機 器 等 名	利 用 料 金	備 考
貸し出し用トラクタ	稼働時間あたり 2,000 円	使用した1アワーメーターにつき 2,000 円で設定(最小単位 1/10 アワーメーター)
管理機（中耕機）	稼働時間あたり 500 円	1 回の使用につき、下限料金として 500 円を徴収する。
手押し耕耘機	稼働時間あたり 500 円	1 回の使用につき、下限料金として 500 円を徴収する。
刈払い機	タンクあたり 200 円	
ガソリンを使用する 機器	200 円/L	下限料金として 200 円を徴収する。燃料使用量が 1L を超える場合は、その分を加算する。消耗品の使用を伴う場合は、機器により協議する。
混合油を使用する 機器	250 円/L	下限料金として 250 円を徴収する。燃料使用量が 1L を超える場合は、その分を加算する。消耗品の使用を伴う場合は、機器により協議する。

受益者負担の手続きについては次のとおりです。

- ① 1 月初旬に、前年の 1 月から 12 月までの利用料金の請求書及び受益者負担様式の書類を配付します。
- ② 受益者負担様式に振替元の予算名等をご記入のうえ、1 月中旬までに農場事務室へご提出願います。なお、振替元の予算は、運営費（教育経費、研究経費）または寄附金のみといたします。
- ③ ご提出いただいた受益者負担様式により、各部局の予算管理係において予算の振替手続きを行いません。
- ④ 利用者が退職される場合については以下のとおりです。
 - （3 月末に退職される場合）
12 月の時点で、翌年の 1 月から 3 月までの使用予定を確認し、予定がある場合は、1 月の利用料金の請求時に 1 月から 3 月までの見込み額を含めて請求させていただきます。
 - （12 月までに退職される場合）
退職される月の見込み額を含めて、退職される月までに受益者負担の手続きをお願いいたします。

(5) 車両（ヴォクシー、トラック）の燃料補充について

燃料の補充量は、燃費 10km/1L として、次の計算式により算出してください。

$$\bullet \text{ 走行距離(km)} \div 10 = \text{燃料の補充量(L)}$$